

公民館における社会教育関係団体認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公民館における社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体の活動を支援するため、団体の認定について必要な事項を定めることにより、社会教育及び生涯学習の振興を図ることを目的とする。

(認定の基準)

第2条 公民館における社会教育関係団体として認定する基準は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体であること。
- (2) 公の支配に属さない団体であること。
- (3) 継続的かつ計画的に社会教育に関する学習活動を行い、今後一層の活動成果が期待できる団体であること。
- (4) 3年以上公民館の登録グループとして活動経験を有する団体(共催事業を実施する団体を含む)であること。
- (5) 活動している社会教育分野での全市的发展(次世代育成、地域還元等を含む)に寄与する活動を行う団体であること。
- (6) 他に市の公的な助成を受けていないこと。
- (7) 構成員が10名以上であり、半数以上が市内在住、在勤・在学者であること。
- (8) 規約を定め、組織及び経理が確立し、会務が正確に行われていること。
- (9) 展示会、発表会や地域でのボランティア活動など、常に学習の成果を社会に還元することを視野に入れて活動すること。
- (10) 公民館が行う指導者の研修、人権学習講座、公民館まつり、その他の事業に積極的に参加し、団体としての資質の向上と自覚をたかめること。

(認定の申込)

第3条 認定を受けようとする団体は、豊中市公民館社会教育関係団体申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて豊中市教育委員会(以下「教育委員会」という。)へ提出しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 役員及び会員名簿
- (3) 事業計画書
- (4) 予算書
- (5) 決算書

(認定の決定)

第4条 教育委員会は、前条の申込書の提出を受けたときは、認定の可否を決定する。

- 2 教育委員会は、前項の規定により認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)に対して、豊中市公民館社会教育関係団体認定書(様式第2号)を交付する。

(認定期間と認定の取消)

第5条 認定の期間は3年とする。

- 2 教育委員会は、認定団体が規約又は事業等の変更により、第2条各号に掲げる基準に適合しないと認めたときは、その認定を取り消すことができる。

(共催事業の実施)

第6条 教育委員会は、毎年度提出される認定団体の事業計画に基づき、認定団体とともに共催事業を実施する。

(報告)

第7条 教育委員会は、認定団体に対し必要に応じて活動内容等の報告を求めることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、中央公民館が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

様式第1号(第3条関係)

豊中市公民館社会教育関係団体申込書

豊中市教育委員会 あて

年 月 日

団体名

代表者

公民館における社会教育関係団体について、公民館における社会教育関係団体認定要綱第3条に基づき、以下の書類を添付し申し込みます。

(添付書類)

- (1) 規約
- (2) 役員及び会員名簿
- (3) 事業計画書
- (4) 予算書
- (5) 決算書

様式第2号(第4条関係)

豊中市公民館社会教育関係団体認定書

年 月 日

団体名

代表者 様

豊中市教育委員会

年 月 日付けで申し込みのあった公民館における社会教育関係団体について、認定と決定しましたので、公民館における社会教育関係団体認定要綱第4条の規定により通知します。

団体名

代表者名

認定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

■認定の条件:

様式第3号(第5条第2項関係)

豊中市公民館社会教育関係団体認定取消通知書

年 月 日

団体名

代表者 様

豊中市教育委員会

公民館における社会教育関係団体認定要綱第5条第2項の規定により、
公民館社会教育関係団体の認定を取り消したので、通知します。

団体名

代表者名

認定日 年 月 日

認定を取り消す日 年 月 日

認定を取り消す理由